(文教科学委員会)

学校教育 法 及 び 国 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 大学法 人法 の 一 部 がを改正 する法 律 案 へ 閣 法 第八〇号)(衆議院送付)

本 法 律 案 は、 大 学 \mathcal{O} 組 織 及 び 運 営 体 制 を 整 備 す る ため、 副 学 長 \mathcal{O} 職 務 内 容 を改 めるとともに、 教授 会 の役

割 を 明 確 化 する ほ カコ 玉 立 大 学 法 人 0 学 長 \mathcal{O} 選 考 に 係 る 規 定 \mathcal{O} 整 備 を 行 う等 0 必 要 な措 置 を 講じ ようとする

ŧ \mathcal{O} で あ ý , そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ る。

一、学校教育法の一部改正

1 副 学 長 は、 学 長 を 助 け、 命 を 受け Ć 校 務 をつ か さどることとすること。

2 教 授 숲 は 学 生 0) 入 学 B 学 位 \mathcal{O} 授 与 等 \mathcal{O} ほ か、 教 育 研 究 に 関 す る 重 要 な 事 項 で学 長が 必要と 認 め るも

 \mathcal{O} に 0 1 て 学 長 が 決 定 を行 らっに 当 た ŋ 意 見 を 述 ベ ることとすること。

3 教 授 会 は、 教 育 研 究 12 関す る事 項 に 0 1 て 審 議するとともに、 学長 等 \mathcal{O} 求 めに応じ、 意見を述べるこ

とができることとすること。

二、国立大学法人法の一部改正

1 国立 大学法人の学長選考について、 学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととす

るとともに、 国立 大 学法 人は、 その 基 準 及 Ü 選 **考**結 果等 を公表 し なけ れ ば ならないこととすること。

2 玉 <u>\f</u> 大学 法 人 等 \mathcal{O} 経 営 協 議 会 \mathcal{O} 学 外 委 員 を 過 半 数とすること。

3 国 立 大学 法 人 0 教 育 研 究評 議 会 に 0 V V て、 教 育 研 究に 関 する校務をつかさどる副学長を評 議員とする

三、 施 行 期 日 等

1 \mathcal{O} 法 律 は 平 成二十 七 年 兀 月 日 カュ 5 施 行

2

政

府

は、

ک

 \mathcal{O}

法

律

 \mathcal{O}

施

行

後

適

当

な

時

期

に

お

1

て、二に

ょ

る改

正

後

 \mathcal{O}

玉

<u>\f\</u>

大学

法

人

法

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

状

況、

玉

すること。

7 大 学 法 人 を 取 ŋ 巻 < 社 会 経 済 情 勢 \mathcal{O} 変 化 等 を 勘 案 し、 学 長 選 考 会 議 \mathcal{O} 構 成 そ \mathcal{O} 他 玉 立 大学 法 人 \mathcal{O} 組 織

及 び 運 営 に 関 す る制 度 に つ V) て 検 討 を 加 え、 必 要が あ ると 認 めるとき は、 そ \mathcal{O} 結果 に 基 づ V) 7 所 要 \mathcal{O}

置 を 講 ずることとすること。

な お 衆 議 院 に お いて、一 0) 2の学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べ る事 ず項に ついて、 学 生 0

入学や学 位 0 授 与等の ほ か、 「 教 育 研 究に 関する重要 な事項で、 教 授 会の 意 見 を聴くことが 必要 なものとし

て学長が 定め るも *の* とする修 Ē が 行 わ れ た。

措